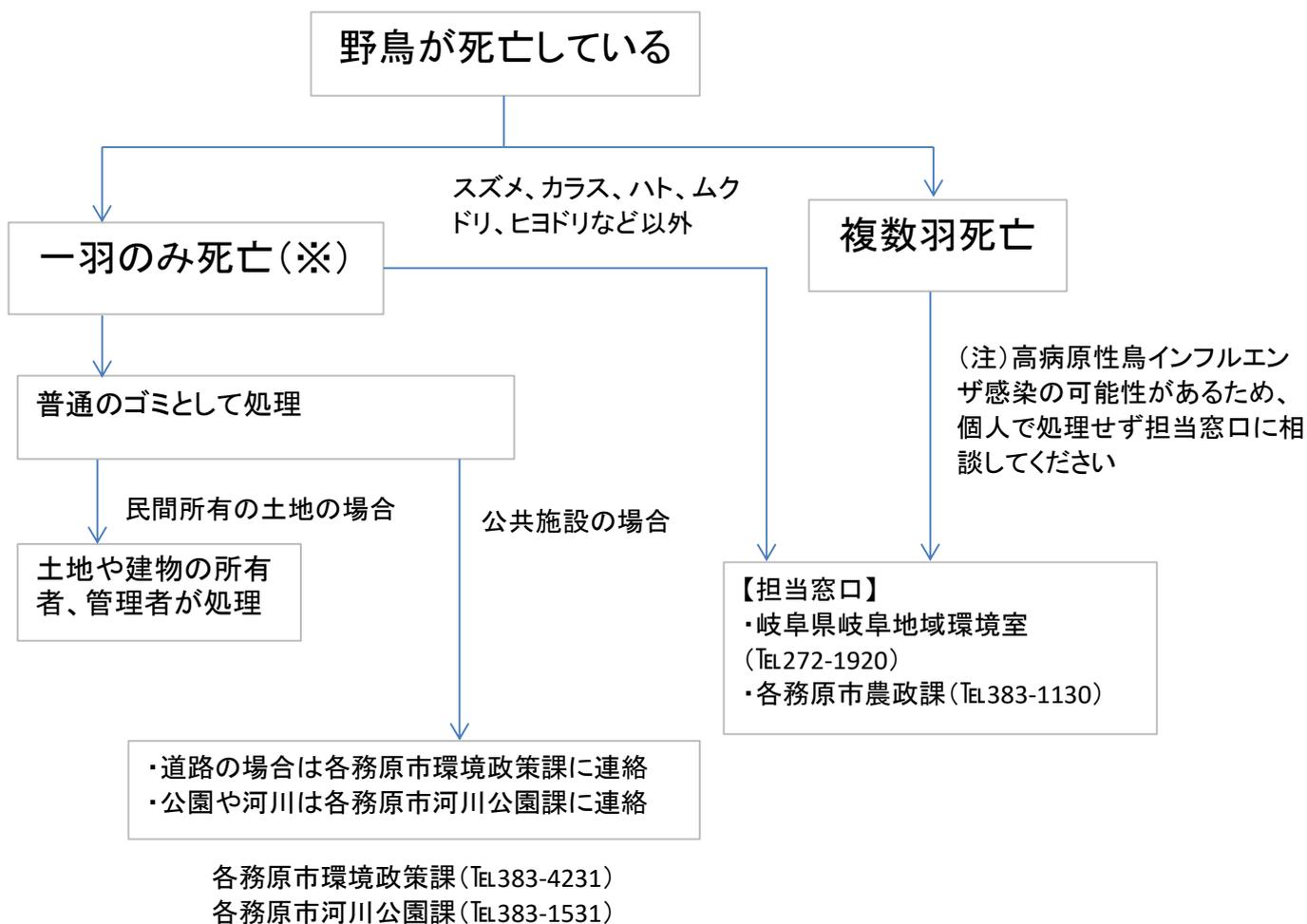


# 野鳥が死亡している場合の対応について



## (※) 鳥インフルエンザについて

- ・国内の発生状況と、感染リスクの高い野鳥種とその羽数により対応が異なります。
- ・感染リスクの高い種の場合は、1羽でも対応するものがあります。

## (注) 死亡野鳥の取り扱いについて

- ・死亡した野鳥など野生動物を処理する際は火バサミなどを使い、素手で触らないようにしてください。
- ・作業後は手洗いとうがいを励行してください。
- ・鳥インフルエンザウイルスは、通常の接し方では人に感染しないと考えられています。過度に心配する必要はなく、正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。

お問い合わせ先  
各務原市農政課  
Tel.383-1130(直通)  
Tel.383-1111(内線3534)